

平成 25 年 3 月 26 日  
消 防 庁

## 消火器用消火薬剤等の個別検定の手数料の額等を定める件の一部を改正する件（案）等に対する意見募集

消防庁は、消火器用消火薬剤等の個別検定の手数料の額等を定める件の一部を改正する件（案）等の内容について、平成 25 年 3 月 27 日から平成 25 年 4 月 25 日までの間、意見を募集します。

### 1 改正内容

今回の消火器用消火薬剤等の個別検定の手数料の額等を定める件の一部を改正する件（案）等の主な改正事項は、以下のとおりです。

- (1) 消防法施行令の一部を改正する政令案において、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目の見直しを行うことに伴い、検定対象機械器具等の型式変更試験の手数料等について、必要な改正を行うものです。
- (2) 消防法施行令等の改正に伴い、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備、漏電火災警報器及び連結送水管の点検基準及び点検票について必要な規定の整備を行うとともに、ガス系消火設備の容器弁の点検の実効性の向上を図るため、当該容器弁の点検項目及び点検期限等を新たに規定する等の改正を行うものです。
- (3) 消防法施行令等の改正に伴い、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備、漏電火災警報器及び連結送水管の試験結果報告書について必要な規定の整備を行うものです。

### 2 意見募集対象及び意見募集要領

○ 意見募集対象

- ・ [消火器用消火薬剤等の個別検定の手数料の額等を定める件の一部を改正する件（案）](#)
- ・ [消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）](#)
- ・ [消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件（案）](#)

○ 詳細については、別紙の意見募集要領を御覧ください。

### 3 意見募集の期限

平成 25 年 4 月 25 日（木）（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

### 4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該告示等を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課 土屋補佐、松浦

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

## 意見募集要領

### 1 意見募集対象

- ・ 消火器用消火薬剤等の個別検定の手数料の額等を定める件の一部を改正する件（案）
- ・ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）
- ・ 消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件（案）

### 2 資料入手方法

意見募集対象となる省令案等については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

### 3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

ただし、電子メールを利用して意見を御提出いただく場合には、メール本文に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を御記入ください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は御遠慮願います。

#### （1）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：[r.matsuura@soumu.go.jp](mailto:r.matsuura@soumu.go.jp)

消防庁予防課あて

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください（コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。）。

#### （2）郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

消防庁予防課あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

### (3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-7533

消防庁予防課あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

## 4 意見提出期限

平成25年4月25日(木)(必着)(郵便についても、募集期間内の必着とします。)

## 5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見募集案内(<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、消防庁予防課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名(法人等にあってはその名称)やその他属性に関する情報を公表する場合があります(匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁予防課 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

消火器用消火薬剤等の個別検定の手数料の額等を定める件の一部を改正する件(案)等に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

# 消火器用消火薬剤等の個別検定の手数料の額等を定める件の一部を改正する件（案）等 について

平成 25 年 3 月  
消 防 庁 予 防 課

## 1 消火器用消火薬剤等の個別検定の手数料の額等を定める件の一部を改正 する件（案）について

### 【概要】

消防法施行令の一部を改正する政令案において、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目の見直しを行うことに伴い、検定対象機械器具等の型式変更試験の手数料等について、必要な改正を行うものである。

### 【理由】

消防法施行令の一部を改正する政令案においては、公益法人事業仕分けにおいて、「自主検査を導入すべき」との指摘を受けたことを踏まえて、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目について見直しを行っている。

上記の品目の見直しに伴い、検定対象機械器具等の型式変更試験の手数料等についても併せて見直しを行う必要があることから、所要の改正を行うものである。

### 【内容】

#### （1）消防用ホースの型式承認に係る試験の手数料の額（第1号関係）

消防用ホースを検定対象機械器具等から自主表示対象機械器具等に移行することに伴い、消防用ホースの型式承認に係る試験の手数料の規定を削除する。

#### （2）消火器用消火薬剤等の型式適合検定の手数料の額（第1号の2関係）

消防用ホースを検定対象機械器具等から自主表示対象機械器具等に移行することに伴い、消防用ホースの型式適合検定の手数料の規定を削除する。

#### （3）型式変更試験の手数料の額（第2号関係）

消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器を検定対象機械器具等から自主表示対象機械器具等に移行することに伴い、消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器の型式変更試験の手数料の規定を削除するとともに、住宅用防災警報器を検定対象機械器具等に追加することに伴い、住宅用防災警報器の型式変更試験の手数料を新たに定める。

#### （4）消火器等の細分として定める用語の意義（第3号関係）

消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器を検定対象機械器具等から自主表示対象機械器具等に移行することに伴い、消防法施行令別表第3の種別の欄中消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器の細分として定める用語の意義を削除する。

### 【施行期日】

平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する

### 点検票の様式を定める件の一部を改正する件（案）について

#### 【概要】

消防法施行令等の改正に伴い、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備、漏電火災警報器、連結送水管の点検基準及び点検票について必要な規定の整備を行うとともに、ガス系消火設備の容器弁の点検の実効性の向上を図るため、当該容器弁の点検項目及び点検期限等を新たに規定する等の改正を行うものである。

#### 【理由】

消防法施行令等の改正に伴い、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備、漏電火災警報器、連結送水管の点検基準及び点検票について規定の整備を行う必要がある。

また、ガス系消火設備の点検については、これまで運用の中で行っていたが、点検の実効性の向上を図る必要があることから、当該容器弁の安全性に係る点検項目及び点検期限等を新たに規定するものである。

#### 【内容】

##### (1) 屋内消火栓設備等の点検基準及び点検票（別表第2及び別記様式第2等関係）

消防法施行令等の改正に伴い、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備及び連結送水管の点検基準及び点検票について、所要の規定の整備を行う。

##### (2) 不活性ガス消火設備等の点検基準及び点検票（別表第6及び別記様式第6等関係）

ガス系消火設備の容器弁の点検の実効性の向上を図るため、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備の点検基準について、安全性に係る点検項目及び点検期限を新たに規定するとともに、点検票について所要の規定の整備を行う。

##### (3) 漏電火災警報器の点検基準及び点検票（別表第12及び別記様式第12関係）

消防法施行規則の改正に伴い、漏電火災警報器の点検基準及び点検票について、所要の規定の整備を行う。

#### 【施行期日・経過措置】

平成25年10月1日から施行する。

ただし、(2)については公布の日から、(3)については平成26年4月1日から、施行するものとする。

また、所要の経過措置を設けるものとする。

### 3 消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件(案)

#### について

##### **【概要】**

消防法施行令等の改正に伴い、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備、漏電火災警報器及び連結送水管の試験結果報告書について必要な規定の整備を行うものである。

##### **【理由】**

消防法施行令等の改正に伴い、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備、漏電火災警報器及び連結送水管の試験結果報告書について規定の整備を行う必要があることから、所要の改正を行うものである。

##### **【内容】**

##### **(1) 屋内消火栓設備等の試験結果報告書（別記様式第2等関係）**

消防法施行令等の改正に伴い、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備及び連結送水管の試験結果報告書について、所要の規定の整備を行う。

##### **(2) 漏電火災警報器の試験結果報告書（別記様式第13関係）**

消防法施行規則の改正に伴い、漏電火災警報器の試験結果報告書について、所要の規定の整備を行う。

##### **【施行期日・経過措置】**

平成25年10月1日から施行する。

ただし、(2)については平成26年4月1日から施行するものとする。

また、所要の経過措置を設けるものとする。